

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき株式会社の監査に関する法務省令を次のように定める。

株式会社の監査に関する法務省令

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本姿勢（第三条―第七条）
- 第三章 調査（第八条・第九条）
- 第四章 計算関係書類の監査
  - 第一節 通則（第十条）
  - 第二節 会計監査人設置会社以外の株式会社における監査（第十一条―第十三条）
  - 第三節 会計監査人設置会社における監査（第十四条―第二十一条）
- 第五章 事業報告の監査（第二十二条―第二十六条）
- 第六章 計算書類の承認等の特則に関する要件（第二十七条・第二十八条）

第七章 清算株式会社の監査（第二十九条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、監査役、監査役会、会計監査人、監査委員及び監査委員会が会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定に基づき監査を行うに当たって守るべき心構え、監査の方法及び手続、監査報告の作成その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。
- イ 各事業年度に係る計算書類（法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書
- ロ 臨時計算書類（法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下同じ。）

- 八 連結計算書類（法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。以下同じ。）
- 二 清算株式会社 法四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。
- 三 電磁的記録 法第二十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。
- 四 自己株式 法第一百三十三条第四項に規定する自己株式をいう。
- 五 金銭等 法第一百五十一条に規定する金銭等をいう。
- 六 清算事務年度 法第四百九十四条第一項に規定する清算事務年度をいう。
- 2 この省令において、「子会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」又は「委員会設置会社」とは、それぞれ法第二条に規定する子会社、監査役会設置会社、会計監査人設置会社又は委員会設置会社をいう。

## 第二章 基本姿勢

### （通則）

第三条 法第三百八十一条第一項、第三百八十九条第二項及び第三百九十六条第一項の規定により法務省令で定めるべき事項については、この章の定めるところによる。

(知識及び技術)

第四条 監査人(監査役、監査役会、会計監査人、監査委員及び監査委員会をいう。以下この章において同じ。)は、その職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(独立性等)

第五条 監査人は、常に公正不偏の態度及び独立の立場を保持して、その職務を遂行しなければならない。

2 監査人は、正当な注意を払い、懐疑心を保持して、その職務を遂行しなければならない。

(意思疎通)

第六条 監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、取締役又は取締役会は、監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該株式会社の取締役、会計参与、執行役及び使用人

二 当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人

三 当該株式会社に他の監査人があるときは、当該他の監査人

四 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監査人と同項各号に掲げる者との不適切な関係（前条第一項の規定に違反し、又は違反するおそれのある関係その他これに類する関係をいう。次条第二号において同じ。）の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

（留意事項）

第七条 監査人は、その職務（計算関係書類の監査に係るものに限る。）の遂行に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 計算関係書類（その附属明細書を含む。以下この条において同じ。）の利用者に対する不正な報告（資産若しくは収益の過度な計上又は負債若しくは費用若しくは子会社の隠蔽を含む。）を目的とした重要な虚偽の表示が計算関係書類又は事業報告に含まれる可能性があること。

二 違法行為（不適切な関係の創設及び維持を含む。）が計算関係書類に重要な影響を及ぼす場合があること。

## 第三章 調査

### (監査役調査の対象)

第八条 法第三百八十四条に規定する法務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

### (監査権限定監査役の調査の対象)

第九条 法第三百八十九条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 計算関係書類

二 次に掲げる議案が株主総会に提出される場合における当該議案

イ 自己株式の取得に関する議案（取得に際して交付する金銭等の合計額に係る部分に限る。）

ロ 剰余金の配当に関する議案（剰余金の配当に際して交付する金銭等の合計額に係る部分に限る。）

ハ 法第四百四十七条第一項の資本金の額の減少に関する議案

ニ 法第四百四十八条第一項の準備金（資本準備金又は利益準備金をいう。以下同じ。）の額の減少に

#### 関する議案

ホ 法第四百五十条第一項の資本金の額の増加に関する議案

- へ 法第四百五十一条第一項の準備金の額の増加に関する議案
- ト 法第四百五十二条に規定する剰余金の処分に関する議案
- 三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項
- イ 法第百九十九条第一項第五号の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ロ 法第二百三十六条第一項第五号の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ハ 法第七百四十九条第一項第二号イの資本金及び準備金の額に関する事項
- ニ 法第七百五十三条第一項第六号の資本金及び準備金の額に関する事項
- ホ 法第七百五十八条第四号イの資本金及び準備金の額に関する事項
- ヘ 法第七百六十三条第六号の資本金及び準備金の額に関する事項
- ト 法第七百六十八条第一項第二号イの資本金及び準備金の額に関する事項
- チ 法第七百七十三条第一項第五号の資本金及び準備金の額に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

#### 第四章 計算関係書類の監査

## 第一節 通則

第十条 法第四百二十六条第一項及び第二項、第四百四十一条第二項並びに第四百四十四条第四項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）については、この章の定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報とこれらの資料に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

### 第二節 会計監査人設置会社以外の株式会社における監査

#### （監査役の監査報告の内容）

第十一条 監査役（会計監査人設置会社の監査役を除く。以下この節において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している



かどうかについての意見

三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

四 追記情報

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項であつて、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする（第十五条第一項第四号において同じ。）。

一 継続企業の前提（株式会社法の計算に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第六十九条に規定する継続企業の前提をいう。）に係る事項

二 正当な理由による会計方針の変更

三 重要な偶発事象

四 重要な後発事象

（監査役会の監査報告の内容等）

第十二条 監査役会（会計監査人設置会社の監査役会を除く。以下この節において同じ。）は、前条の規定

により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

2 監査役会監査報告は、前条第一項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、当該事項と当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、その旨を監査役会監査報告に付記することができる。

3 監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない。

（監査役監査報告等の通知期限）

第十三条 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる監査報告（監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成された監査役会の監査報告に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役に対し、当該監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日
- イ 各事業年度に係る計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- ロ 各事業年度に係る計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- ハ 特定取締役及び監査役が合意により定めた日があるときは、その日
- ニ 臨時計算書類についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日
- イ 当該臨時計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- ロ 特定取締役及び監査役が合意により定めた日があるときは、その日
- 2 計算関係書類については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、監査役が第一項の規定により通知をすべき日までと同項の規定による通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役の監査を受けたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次に掲げる者をいう。

一 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役

二 前号の取締役以外の取締役を第一項の規定による通知を受ける者として定めるときは、その者

### 第三節 会計監査人設置会社における監査

#### (計算関係書類の提供)

第十四条 計算関係書類を作成した取締役（執行役を含む。）は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役（監査委員会の指定した監査委員を含む。）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

#### (会計監査報告の内容)

第十五条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

#### 四 追記情報

2 前項第二号に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

三 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

3 当該事業年度に係る計算書類（その附属明細書を含む。以下この項において同じ。）の監査をする時における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に表示すべき事項をいう。以下この項

において同じ。)を会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正すべき場合において、当該事業年度に係る計算書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。臨時計算書類及び連結計算書類についても、同様とする。

(会計監査人設置会社の監査役の監査報告の内容)

第十六条 会計監査人設置会社の監査役は、計算関係書類及び会計監査報告(第十九条第三項に規定する場合)にあつては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(第十九条第三項に規定する場合)にあつては、会計監査報告を受領していない旨)

二 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

三 監査役の監査の方法の概要

(会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等)

第十七条 会計監査人設置会社の監査役会は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

2 監査役会監査報告は、前条第一号及び第二号に掲げる事項並びに監査役及び監査役会の監査の方法の概要を内容とするものでなければならない。この場合において、これらの事項と当該これらの事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、その旨を監査役会監査報告に付記することができる。

3 会計監査人設置会社の監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない。

（監査委員会の監査報告の内容）

第十八条 監査委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、第十六条第一号及び第二号に掲げる事項並びに監査委員会の監査の方法の概要を内容とする監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査報告の内容は、監査委員会の決議をもって定めなければならない。

(会計監査報告の通知期限)

第十九条 会計監査人は、次の各号に掲げる会計監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会。以下この条において同じ。)及び特定取締役に対し、当該会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅

い日

イ 各事業年度に係る計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

ハ 特定取締役、監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

ニ 臨時計算書類についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 当該臨時計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 特定取締役、監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日



三 連結計算書類についての会計監査報告 当該連結計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した

日（特定取締役、監査役及び会計監査人の間で合意により定められた日がある場合にあつては、その日）

2 計算関係書類については、監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次に掲げる者をいう。

一 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役（執行役を含む。次号において同じ。）

二 前号の取締役以外の取締役を第一項の規定による通知を受ける者として定めるときは、その者

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二十条 会計監査人は、前条第一項の規定による監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会

設置会社にあつては監査委員会。以下この条について同じ。）に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、監査役が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
  - 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受託及び継続の方針に関する事項
  - 三 監査に従事する者の選任その他の人事の方針に関する事項
  - 四 審査体制その他の業務の実施に関する事項
  - 五 前号の規定による体制を維持するための日常的な監視活動の方針に関する事項
  - 六 前各号に掲げる事項についての責任者に関する事項
  - 七 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
- （会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）

第二十一条 会計監査人設置会社の監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつ

ては監査委員会。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第十七条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容を通知しなければならない。

一 連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 会計監査報告を受領した日（第十九条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日。次号において同じ。）から一週間を経過した日

ロ 特定取締役、監査役及び会計監査人の中で合意により定められた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての監査報告 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日（特定取締役、監査役及び会計監査人の中で合意により定められた日がある場合にあつては、その日）

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役の監査を受けたものとみなす

。 4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次に掲げる者をいう。

一 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役（執行役を含む。次号について同じ。）

二 前号の取締役以外の取締役を第一項の規定による通知を受ける者として定めるときは、その者

#### 第五章 事業報告の監査

（通則）

第二十二条 法第四百三十六条第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。）については、この章の定めるところによる。

（監査役の監査報告の内容）

第二十三条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実があったときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

五 会社法施行規則（平成十八年法務省令第 号）第八十条に規定する事項が事業報告の内容となつているときは、当該事項についての意見

2 前項の規定にかかわらず、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の場合は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

（監査役会の監査報告の内容等）

第二十四条 監査役会は、前条第一項の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役事業監査報告」という。）に基づき、監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会事業監査報

告」という。)を作成しなければならない。

2 監査役会事業監査報告は、前条第一項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、当該事項と当該事項に係る監査役事業監査報告の内容が異なる場合には、その旨を監査役会事業監査報告に付記することができる。

3 監査役会が監査役会事業監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会事業監査報告の内容を審議しなければならない。

(監査委員会の監査報告の内容等)

第二十五条 監査委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い株式会社の状況を正しく示しているかどうかにつ

いての意見

三 取締役又は執行役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 会社法施行規則第八十条に規定する事項が事業報告の内容となつておるときは、当該事項についての

意見

2 前項に規定する監査報告の内容は、監査委員会の決議をもつて定めなければならない。

( 監査役監査報告等の通知期限 )

第二十六条 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会。以下

この条において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対し、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二十四条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容を通知しなければならない。

一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日

二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定取締役及び監査役の間で合意した日

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による通知を受けない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監査役の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次に掲げる者をいう。

一 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った取締役（執行役を含む。次号において同じ）。

二 前号の取締役以外の取締役を第一項の規定による通知を受ける者として定めるときは、その者

#### 第六章 計算書類の承認等の特則に関する要件

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第二十七条 法第四百三十九条及び第四百四十一条第四項（第一号において「承認特則規定」という。）に

規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。



一 承認特則規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容である第十五条第一項第二号に規定する意見が同条第二項第一号の意見であること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第十七条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見（監査役会設置会社にあつては、第十七条第二項後段の付記を含む。）がないこと。

三 取締役会を設置していること。

（剰余金の分配を決定する機関の特則に関する要件）

第二十八条 法第四百五十九条第二項及び第四百六十条第二項（第一号において「分配特則規定」という。

）に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 分配特則規定に規定する計算書類についての会計監査報告の内容である第十五条第一項第二号に規定する意見が同条第二項第一号の意見であること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法

又は結果を相当でないと認める意見（監査役会設置会社にあつては、第十七条第二項後段の付記を含む）がないこと。

## 第七章 清算株式会社の監査

### （通則）

第二十九条 法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この章の定めるところによる。

（各清算事務年度に係る貸借対照表等の監査報告の記載事項）

第三十条 清算株式会社の監査役は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監査の方法及びその内容
- 二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算株式会社の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い清算株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

2 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある清算株式会社の監査役は、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、これらの事項を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

(監査役会の特則)

第三十一条 清算株式会社の監査役会は、清算株式会社の監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会の監査報告を作成しなければならない。

2 清算株式会社の監査役会の監査報告は、前条第一項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。